

工場立地に関する届出確認フロー

1. 工場立地法

製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱、太陽光発電は除く）である。

NO

届出不要

※生産施設を有しない事業所は、届出不要です。

YES

工場規模が、敷地面積が9,000㎡以上または建築面積の合計が3,000㎡以上である。

NO

届出不要

※生産設備を有する施設で敷地面積1,000㎡以上の場合は兵庫県工業立地の適正化に関する条例に基づき、届出が必要になります。

・既存敷地内または隣地等での増設の場合は、既存工場の敷地面積・建築面積を含めた合計値で判断します。
・賃貸物件の場合は操業する事業者の届出が必要です。

YES

変更の場合、下記のいずれかに該当する。
・日本標準産業分類における業種の追加、変更
・敷地面積が増加または減少
・生産施設の面積が増加

NO

届出不要

・生産施設の修繕に伴って増加する面積の合計が30㎡未満の場合は、届出不要です。
・既存の倉庫を生産施設に変更する場合は、届出が必要です。

※既存工場等の裸地に倉庫・事務所を建設のみの場合は、届出不要です。
※緑地・環境施設面積の増加のみの場合は、届出不要です。

YES

工場立地法に基づく届出が必要！

着工の90日前までに届出が必要です。
※内容が適当と認められる場合、その期間を30日前までに短縮することができます。



●緑地について

「緑地」とは、屋外に設けられる樹木が生育する土地または芝生等で表面が覆われている土地をいいます。花壇などの場合、地面に固定されておらず、容易に移設可能なものは緑地として認められません。

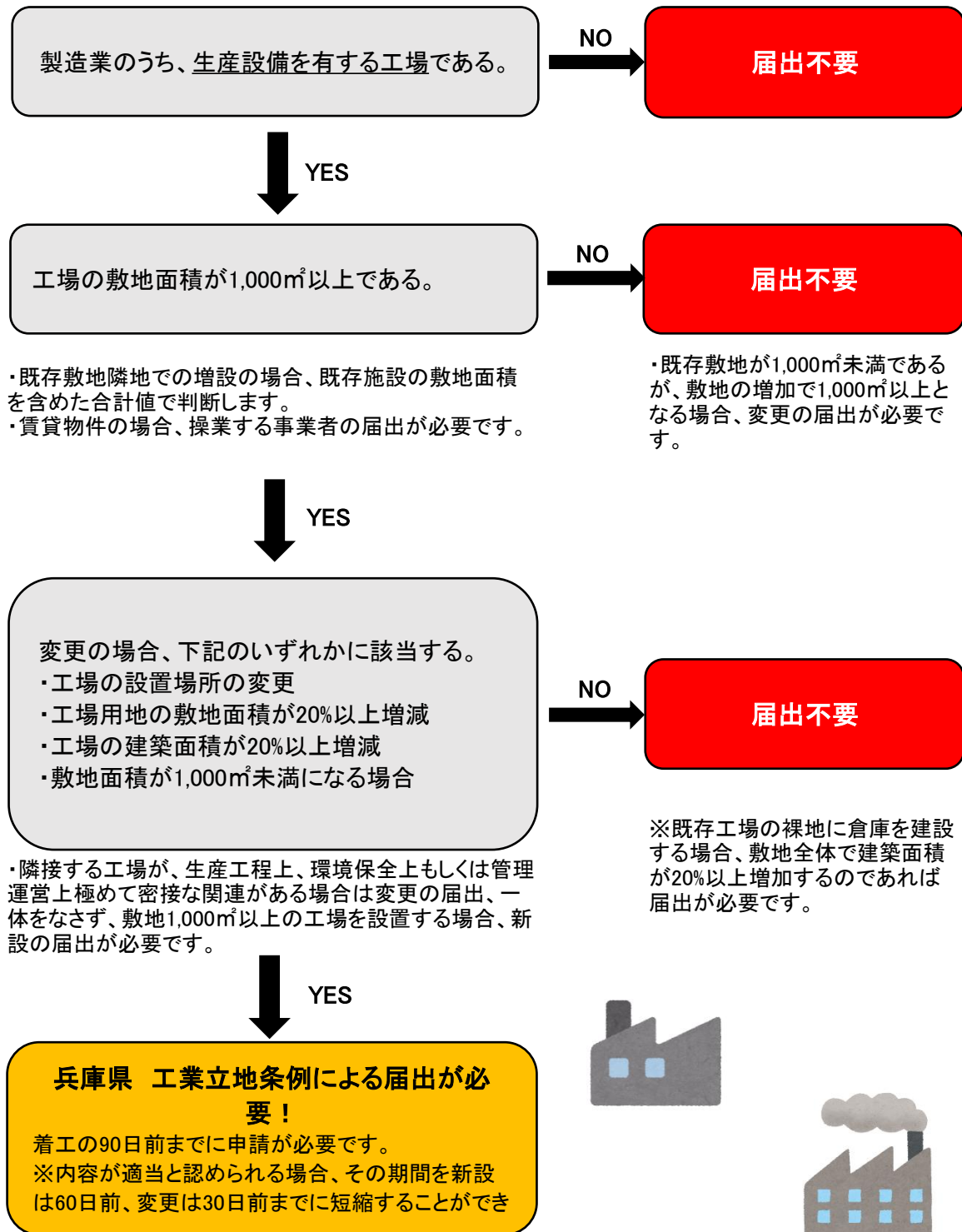
「重複緑地」（緑化駐車場（グラスパーキング）、屋上緑化施設、壁面緑化など）の場合は、緑地面積の25%まで緑地として算入可能です。

※「重複緑地」は全ての面積を緑地として算入できませんので、ご注意ください。

詳細については、丹波市 産業経済部 商工観光課（0795-74-1464）までご確認ください。

工場立地に関する届出確認フロー

2. 兵庫県 工業立地の適正化に関する条例



●緑地について

兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」によって、敷地面積が1,000㎡以上の工場等（製造業、電気・ガス・熱供給業の工場、事業所）を新設または敷地面積が増加する場合は、緑地設置義務があります。
詳細については、丹波県民局 環境課(0795-73-3773)にご確認ください。

※敷地面積9,000㎡以上または建築面積3,000㎡以上の工場等の場合は、工場立地法に定める緑地・環境施設の設置が必要になります。

詳細については、丹波市 産業経済部 商工観光課 (0795-74-1464)までご確認ください。